

平成 25 年度 インクルーシブ教育システム構築モデル事業 成果報告書
【インクルーシブ教育システム構築モデル地域（スクールクラスター）】

教育委員会名	佐倉市教育委員会
指定したモデル地域名	佐倉市

概 要

地域内の全学校・園数（平成 26 年 2 月 1 日現在）

幼稚園	小学校	中学校	高等学校	中等教育学校	特別支援学校	合計
3 園	23 校	11 校	校	校	校	34 校・3 園

<参考> 保育園数：21 園、児童発達支援センター等の施設：2 園

【事業概要】

1. モデル地域の特色（特別支援教育に関する事項）

本市では、特別支援学級が小・中学校 33 校に、通級指導教室が小学校 3 校に設置され、特別な支援が必要な児童生徒が、それぞれのニーズに合わせた指導を受けている。また、通常の学級にも、身体面・知的発達面・情緒面などで、特別な支援が必要な児童生徒が在籍している。

教育センターが中心となり、市内幼稚園及び小・中学校における特別支援教育の推進を図るとともに、全ての教育の場で、児童生徒のニーズに合わせた一貫した支援ができるようにすることを目指し、関係機関が互いに連携しながら体制整備を進めている。

平成 25 年度の研究では、通級による指導を受ける児童を中心に、特別な支援を必要とする児童生徒への理解や各関係機関との連携による効果的な指導を充実させることを目的とし、市内の特別支援教育の更なる充実を目指すこととした。

2. 取組の概要

【教育委員会が行った取組や工夫】

(1) インクルーシブ教育システム構築モデル事業の概要について、市内の各学校及び関係機関に周知し、インクルーシブ教育システム構築の重要性について説明をするとともに、当該事業への理解及び協力を促した。

(2) 運営協議会及び担当者会議を開催し、合理的配慮の内容について検討・決定し、学習上の効果も確認しながら、適宜修正等も加えつつ、計画的な事業の執行に努めた。

(3) 学校支援コーディネーター（合理的配慮協力員）を、通級指導教室設置校及び教育センターに配置し、児童への支援や指導の連携強化に活用した。

(4) 学習支援の一環として、タブレット型情報端末機を有効に活用するために、設定環境の整備及びICT支援員の活用・配置を行った。

【モデル地域内における取組】

(1) 早期支援に関する取組

幼稚園への巡回相談から、就学に向けた円滑な引継ぎへとつなげることを目的として、域内の教育資源であるスクールクラスター（言語聴覚士、学校支援コーディネーター、通級指導教室担当者及び指導主事）との連携を強化し、佐倉市ライフサポートファイルも活用しながら、切れ目のない支援の充実を図った。

(2) 通級指導教室と在籍学校間での連携

通級指導教室で指導を受ける児童に対して、通常の学級の担任、通級指導教室担当者、学校支援コーディネーター及び特別支援学校教諭が適宜連携して、互いに協力しながら児童のニーズに応じた適切な指導を効果的に実施できる体制づくりを推進した。

(3) ICTの効果的な活用

タブレット型情報端末機を使用することによって、情報保障の観点や通級指導教室での指導の上でも役立つことを踏まえて、有効な活用方法や指導方法について学校支援コーディネーター（合理的配慮協力員）やICT支援員から指導を受けながら、児童生徒のニーズに応えることができる支援方法の研究に努めた。

(4) 通級指導教室リーフレットづくり

通級指導教室への全教職員の理解を深めるための取組として、平成25年度は通級指導教室に関する啓発用リーフレットを作成し、小・中学校において学習上の課題のある児童生徒への理解の推進及び支援体制づくりを促した。

3. 成果及び課題

(1) 成果

本市の特別支援教育体制については、特別な支援が必要な児童生徒のための人材などの教育的資源は、県内の他地域よりも比較的豊富であると考えているが、関係機関との連携体制がとれていなかったり、どういった支援を活用することが一番効果的であるのか等の判断が難しかったりして、せっかくの資源を有効に活用できていなかったというのが実状である。

今回の取組を通じて、インクルーシブ教育システム構築の重要性を、関係機関と共有する機会をもつことができ、学校支援コーディネーター（合理的配慮協力員）が「つなぎ」の役割を果たすことによって、関係機関同士の連携体制が一層強化されたことは、今後の特別支援教育の推進していく上で大きな成果であった。

これらの取組によって、児童一人一人に対するきめ細やかな配慮が可能になり、児童の学習活動への意欲が高まったことも大きな自信につながった。

(2) 課題

平成 26 年度以降は、支援の対象を通級指導教室以外も広げていきたいと考えている。そのため、全学校種の全ての教職員が、特別支援教育は特別な場でのみ行われるものではないということを改めて認識し、自らの課題として捉え、インクルーシブ教育システム構築の意義や合理的配慮を実施することの重要性について、十分な理解を深める必要性を感じている。

また、学校間あるいは学級間の連携を一層図るため、平成 25 年度に配置した学校支援コーディネーター（合理的配慮協力員）については、その役割を明確にするとともに、合理的配慮協力員から学んだノウハウを市内の全ての教職員が共有することができ、効果的な事例を応用しながら活用していけるような、人材育成につながるシステムづくりも重要である。

また、ICT 機器は便利ではあるものの、使うことだけで満足してしまいがちである。一人一人の児童生徒のニーズに応じた教材開発や研究を進める際には、教育上の効果を常に確認しながら、実践事例を積み重ねていくことが大切である。そのためには、ICT 支援員や合理的配慮協力員をはじめとする専門的なノウハウのある方々からのサポートが欠かせないので、平成 26 年度においても、連携して研究してまいりたい。